

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月4日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社フェイス
【届出者の住所又は所在地】	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山6-10-12
【電話番号】	03-5464-7633(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 木田 優子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社フェイス 南青山オフィス (東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社フェイスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本コロムビア株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者又は対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー (その関連会社を含みます。) は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ (又はその他の公開開示方法) においても開示が行われます。
- (注13) 会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本コロムビア株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）4,485,538株（対象者が平成26年2月3日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（13,512,870株）に、新株予約権（2,700個：対象者が平成25年6月24日に提出した第162期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の新株予約権の数（2,730個）に、平成25年6月1日から平成25年12月31日までの変更（対象者によれば、平成25年6月1日から平成25年12月31日までに、新株予約権は30個減少しているとのことです。）を反映した新株予約権の数）の目的となる対象者株式の数（135,000株：対象者が平成25年10月1日を効力発生日として実施した対象者の普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて20株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の影響を反映した株式数）を加え、上記平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年12月31日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数（17,255株）を控除した株式数（13,630,615株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）32.91%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を3,692,500株（所有割合27.09%。なお、本公開買付けにより当該3,692,500株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（8,178,038株）の所有割合は60.00%。）としております。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,692,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,692,500株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成26年2月3日に公表した「株式会社フェイスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が当社グループ（本書提出日現在、当社並びにその子会社9社及び関連会社7社から成ります。以下、同じです。）の一員としてより一層の戦略的パートナーシップを構築していくことは、著しく変化する音楽市場において、当社の有するアーティスト育成における新たな手法やインターネット、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等ウェブを活用したプロモーション展開等を用いて、アーティストラインアップの強化や様々なビジネスへの展開が実現できるものと考え、さらには、当社との連携によってアーティストや楽曲のグローバル展開を一層加速できる可能性が有るとの認識に至ったとのことです。以上のような当社と対象者の連携強化によって、対象者は、将来に向けた転進を図り、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進し、当社グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めていくことが可能となると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）より取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）及び対象者における独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言を踏まえ、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとして判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、SMB C日興証券より取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねること

を、あわせて決議したとのことです。さらに、上記対象者取締役会においては、対象者が平成25年6月21日開催の第162期対象者定時株主総会において導入した「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨も決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった菅谷貴子氏を除く対象者監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の意見等については、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全6名（うち2名は社外取締役）のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役3名の全員一致により決議したとのことです。即ち、対象者取締役のうち、平澤創氏は当社の代表取締役社長を、佐伯次郎氏は当社の取締役を、吉田眞市氏は当社のフェイス・グループ参与を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち菅谷貴子氏は、当社の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、平成4年に設立され、日本で初めて音楽データ（MIDI）の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを全ての携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってまいりました。当社グループは、本書提出日現在、「マルチコンテンツ&マルチプラットフォーム」を提唱し、様々なコミュニケーションツールの出現、多機能端末の進化、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」と流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」を展開しております。

当社グループは、将来にわたるグループの成長・発展に向けて、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現化に取り組んでおります。

コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成25年9月に1億4,019万件となり、特に、スマートフォンは平成25年度の出荷台数が2,990万台と見込まれ、全体の75.5%を占めるまで急激に普及が進んでいます。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景として、情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。当社は、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

新・360°戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成24年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,651億円と、ピークであった平成10年の6,075億円と比較して60%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となり市場は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成25年には過去最高の2,000億円程度に増加すると予想されており、付随する出演料・マーチャライジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスは大きなものになっています。当社グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見のもと「新・360°戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

コンテンツ事業におきましては、スマートフォンの普及に伴って、ユーザーの携帯電話の利用方法も、無料の多様なサービス、SNSの拡大、また端末自体の高性能な多機能化によって大きく変化し、従来型の携帯電話向けコンテンツの売上ランキング上位を占めていた着メロや着うたの売上高も減少が続いています。このため、当社グループは、スマートフォン・タブレット端末の機能を活かした新たなサービスの展開に取り組み、スマートフォン向けの知育玩具アプリのほか、新たな音楽系サービスの投入を引き続き行っております。平成25年1月には日本初となるレコメンド機能を有するインターネットラジオ「FaRao™」のサービスを開始し、また、ゲーム音楽・音声の制作、声優・俳優の発掘、育成、マネジメントを手がける事業に出資したほか、平成25年4月には、携帯・スマー

トフォン向けファンクラブサイトの制作・運営事業及びアーティストグッズ、CD・DVD等のイーコマース事業を行う株式会社エンターメディアを子会社化しました。また、グループ各社が保有するソーシャルサービス、デジタル配信、ネットプロモーション、ライブ等のeチケット販売、ライブ・イベントの実施等の各機能を、音楽を売るためのプラットフォームからアーティストを売るためのプラットフォームに進化・統合させ、アーティスト活動において必要な全ての機能を提供してまいります。今後も「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の具現化、また、「FaRao™」をはじめとする各サービスのグローバル展開を、様々な形態による先行投資を通じて積極的に進めていく予定です。

ポイント事業におきましては、単にポイント発行サービスを小売店舗に提供するだけでなく、ポイント発行データ取得・分析・販促活用を一連のサイクルとして企画から運用までトータルでサポートし、小売業の販促効率を最大限に高めるアウトソーシングサービスを提供しています。現在、全国で約500万人の当社グループのポイント保有者がおり、ポイントサービスを通して、小売業と消費者をつなぐ架け橋となることを目指し、マーケティングサポートを積極的に展開しております。

加えて、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、人的生産性や経営効率の向上にグループをあげて取り組んでおります。

一方、対象者は、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆け発売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。対象者グループ（本書提出日現在、対象者並びにその子会社6社及び関連会社1社から成ります。以下、同じです。）は、業界2位の高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有の楽曲数は16万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と対象者保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、対象者グループの大きな収益基盤となっています。また、対象者は、ゲーム制作分野においても事業を展開しているほか、通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販/通販事業部門を有し、同部門のセグメント利益率は40%を上回り高い収益性を確保しています。さらに、平成24年10月に分社化して設立した販売子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社（以下「コロムビア・マーケティング」といいます。）は、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡に営業所を配置し、全国の著名なレコード店舗とともに販売協力会「若羽会」を組織し、同会を通じた販売活動等強固な営業基盤を有しております。

対象者グループは、現在、「アーティストラインアップの強化」、「音源フル活用・得意分野の取込」、「将来に向けた転進への布石」を重要課題として掲げ、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、新規事業として、インディーズ分野の強化等による自社アーティストの獲得、カラオケ教室・ダンス教室事業、コンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

しかしながら、YouTube等の一般ユーザーが社会に容易に情報発信できるコンシューマージェネレイテッドメディア（CGM）やFacebook等のソーシャルメディアといったメディアの多様化は、単にコンテンツの流通方法を変えるだけでなく、消費スタイルや、コンテンツの制作方法等、音楽業界のあらゆる活動を変化させ、レコード会社が音楽情報の唯一の提供者としてパッケージ商品を販売する従来のビジネスモデルは十分に機能しておらず、その一方で、音楽業界は、未だ新たなメディア環境に適合したビジネスモデルを十分に描けていない状況にあります。

このように、対象者グループを取り巻く環境は厳しさを増す状況にあり、刻々と変化する市場環境に合った事業を展開していくことが必要となっています。

当社グループとしては、かかる環境の中、コンテンツ流通の新たな仕組み創りに注力し、サービスのマルチデバイス化を進めながらユーザーサイドとアーティストなどコンテンツ制作者サイドの両方への浸透を図る取り組みを推進することが急務と考えております。

また、対象者グループとしても、パッケージ中心のビジネスモデルが十分機能していない現在にあっては、従来と異なるアーティスト育成、開発、ヒット作品の創出の手法、マネジメント業務を含むアーティスト周辺ビジネスの拡大に継続して取り組むとともに、新規事業モデルの早期立上げ、コンサート、アーティスト関連グッズ、ファンクラブ、ウェブサービスなど商材・販売チャンネルの拡大を加速させることが重要と考えております。

両社の音楽関連サービスの連携を軸に、映画・ショートコンテンツ等の映像関連事業、携帯・インターネットを活用したアーティストプロモーション、新たなビジネスの創出等、相互の事業シナジーの確保を目指し、戦略的なパートナー関係を構築するため、当社は、平成22年1月に、RHJインターナショナルSA、リップルウッド・ニッポン・コロムビア・パートナーズ2 L.P.の保有する対象者の普通株式4,964,000株（1株当たり31.37円）及びA種優先株式76,924,000株（1株当たり38.46円）のすべて（平成21年9月30日現在の対象者の発行済株式総数に対する割合31.39%）を取得いたしました。

これ以降、対象者所属アーティストのブランディング、ヒット作品の創出はもとより、豊富な楽曲資産のさらなる活用を積極的に進め、当社と対象者とは、共同で人気アイドルユニットの契約獲得を行う等連携して音楽関連

サービスを提供しているほか、当社は対象者に対して、当社のユーザー情報を直接取得できる登録システムや、通販事業では受注・物流システムのサービス提供を行う等とも音楽ビジネスの拡大に努めてまいりました。

しかしながら、音楽メディアの技術革新、消費行動の変化、これらに伴う音楽市場の著しい変化の中にあつて、両社の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源を融合して有効活用することをさらに加速し、より一層の企業価値の向上に資するための施策を早期に展開していくことが急務であると判断しております。

当社及び対象者においては、現在、経営陣相互の意見交換を定期的に行い、事業担当者レベルにおいても事業上の協力関係を構築し、適宜、相互に補完して事業を行うことが可能な状況となっておりますが、今後、両社の事業の根幹を成す資産や経営資源、システム、ノウハウ等の相互提供・活用をさらに推進することにより様々な分野でより大きな事業シナジーを追求し、両社の事業提携をより深化させ、ひいては両社の企業価値のより一層の向上を加速的に図るための施策を検討してまいりました。このような状況の中、当社及び対象者は、平成25年10月頃より、両社間で協議を進めてきた結果、同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで迅速に協力して双方の事業を進めることが、両社の企業価値のさらなる向上につながるとの共通認識に至りました。

なお、当社及び対象者は、より一層の企業価値向上に資するための具体的な施策として、以下のような施策が考えられると判断しております。

アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立

ピーク時から大幅に縮小した現在の音楽市場では、新人ヒットアーティストの輩出は非常に困難となっております。従来、音楽産業は、既存アーティストが売れた超過収益を、将来的な投資として新人アーティストの発掘・育成に回していく循環作用が機能していたものの、音楽市場規模が縮小し、アーティストの収益が大幅に低下している現状では、もはや従来の手法では、新人の育成・投資が困難な状況となっております。当社は、アーティストに関わる必要な機能をアーティストプラットフォームとして整備し、これにソーシャルメディア機能をも補完して、アーティストとユーザーをつなぐシステムを用意しています。当社と対象者が連携することで、これらの機能を対象者のアーティスト育成・開発に利用し、従来のように、新人育成の投資を大きく先行させることなく、SNSを通じてファンと一体化したアーティスト育成等、新たなアーティスト育成・開発のモデルを構築することが可能と考えております。また、当社においても、新しいプラットフォームの活性化やユーザーサイドとアーティストなどコンテンツ制作者サイドの両方への浸透を図る取り組みを推進することが可能と考えております。

新たな制作手法の活用

対象者が行う原盤制作をはじめとする音楽商品の制作段階においては、高い芸術性と品質を保持したうえで、その時のユーザーに受け入れられる流行を捉えた作品を、タイミング良く効率的に制作することが求められています。当社グループは、多くの作詞・作曲家などのトップクリエイターに制作業務をコンペティション形式で発注し、受注者の募集を行うことができる音楽制作クラウドソーシングサイトのサービスを展開しており、当社グループと対象者グループが共同で同サービスを含む新たな制作プロセスを確立することで、制作コスト・制作期間の削減等効率化を図った上で、時流を捉えた作品を制作することができるものと考えております。

新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完

新しいメディアの出現により、従来の新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体を中心としたプロモーション活動に加えて、インターネット、SNS等ウェブを活用したプロモーションにも注力していく必要があります。当社はウェブ主体の宣伝手法を得意とし、一方、対象者は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の媒体を活用したプロモーションを得意としているため、両社の宣伝、プロモーション機能を相互に補完、協業することで、より効率的で有効なプロモーション活動を行うことが可能であると考えています。

マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大

音楽市場の収益源は多様化、分散し、アーティスト関連分野に事業領域を拡大させることが急務となっていることから、両社は、相互に立ち上げているマネジメント事業の拡大に注力しております。重要な課題は、有望な新人アーティストの獲得、ライブ・イベント等の成長分野への参入にあります。当社グループが有するプラットフォーム、イベントスペースの活用、eチケットシステム、ファンクラブ運営事業を活用することで、両社が相互にマネジメント業務を含む事業領域の拡大を図ることができるとともに、当社グループが有する音楽、アーティスト関連の各機能・事業の拡大が図れるものと考えております。

新たな商材、販売組織の連携

対象者グループは、全国主要都市に営業所を持ち、地域プロモーション機能を併せ持つ営業基盤を有しています。一方、当社グループは、全国に展開する営業組織はなく、首都圏を中心とした営業展開となっています。今後の事業展開においては、当社グループと対象者グループとの間で、販売委託や新たな商材開拓、販売協力関係を構築することで、互いの営業効率を向上させ、営業組織の有効な活用を維持、拡大できるものと考えております。

アジア各国等へのグローバル展開

日本政府は、わが国の戦略産業分野である文化産業（クリエイティブ産業）の海外進出を促進し、国内外への発信や人材育成等を行うクールジャパン政策の推進を行っており、日本のコンテンツの海外展開が一段と加速することが期待されています。特にASEAN各国は、高い経済成長によって中間層・富裕層人口が増加し、音楽関連の消費も拡大すると予想されています。インターネットを活用することでボーダレスに情報発信できる現在では、この魅力ある海外音楽市場に対し、参入することが一層容易になっています。当社は、成長が著しいアジア各国に日本の音楽コンテンツの配信、その流通の仕組みを展開していくことが、当社グループの事業を大きく成長させるポイントと考えております。また、対象者グループにとっても、日本を代表するアーティスト・ヒット作品、豊富なアニメ作品等を海外に展開することで、新たな市場を開拓し、収益を拡大することが可能となります。当社グループと対象者グループが、連携してコンテンツ、配信の仕組みを活用し、また海外事業に適した人材や相互の事業ノウハウを有効活用することによって、アジア各国での事業展開はより迅速に効率的に行うことが可能になると考えております。

以上のように、両社は、当社と対象者間の提携を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源及びノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図るために、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの判断に至ったことから、当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付けの成立後も、対象者グループには、「アーティストラインアップの強化」、「音源フル活用・得意分野の取込」、「将来に向けた転進への布石」の重要課題等各事業戦略を引き続き推進していただくとともに、当社との連携をさらに深めていき、両社の企業価値向上に資する協業を推進していただくことを想定しております。

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者独自の文化、経営の自主性等を保持しつつ、新たな課題に取り組んでいくことが非常に重要であると認識しており、本公開買付け実施後も、現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。本書提出日現在、対象者取締役6名のうち半数に相当する3名は当社グループの役職員を兼務しているところ、当社は、現時点では、対象者の役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておらず、本公開買付けの成立後も引き続き、対象者の取締役総数の半数に相当する数の当社グループの役職員を取締役選任議案における候補者に含めるよう対象者に要請する予定ですが、さらに事業協力関係を深めていくために、必要に応じて、従業員相互のより一層の人材交流の検討を進めていく方針です。なお、本公開買付けによって当社が対象者の総株主の議決権の過半数を取得するに至らない場合、当社は、対象者の連結子会社化の目的を達成するために必要な限度で、対象者の取締役総数の過半数に相当する数の当社グループの役職員を取締役選任議案における候補者に含めるよう対象者に要請する可能性があります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式4,485,538株（所有割合32.91%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年1月31日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：559円～652円

DCF法：756円～882円

市場株価平均法では、平成26年1月30日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値559円、直近5営業日の終値単純平均値562円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値587円、直近3ヶ月間の終値単純平均値611円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値652円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、559円から652円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、756円から882円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年1月31日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値557円に対して40.04%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成26年1月31日までの直近5営業日の終値単純平均値560円に対して39.29%、平成26年1月31日までの直近1ヶ月の終値単純平均値585円に対して33.33%、平成26年1月31日までの直近3ヶ月の終値単純平均値609円に対して28.08%及び平成26年1月31日までの直近6ヶ月の終値単純平均値651円に対して19.82%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年2月3日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値531円に対して46.89%のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び、対象者業績の内容や予想等を勘案したDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はSMB C日興証券から平成26年1月31日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者はSMB C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：585円～609円

D C F 法：546円～734円

市場株価法では、平成26年1月31日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における直近1ヶ月間の終値単純平均値585円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値609円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、585円から609円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、546円から734円までと分析しているとのことです。

なお、D C F 法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見等については、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全6名（うち2名は社外取締役）のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役3名の全員一致により決議したとのことです。即ち、対象者取締役のうち、平澤創氏は当社の代表取締役社長を、佐伯次郎氏は当社の取締役を、吉田眞市氏は当社のフェイス・グループ参与を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。なお、対象者監査役のうち菅谷貴子氏は、当社の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。菅谷貴子氏を除く対象者監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が当社グループの一員としてより一層の戦略的パートナーシップを構築していくことは、著しく変化する音楽市場において、当社の有するアーティスト育成における新たな手法やインターネット、SNS等ウェブを活用したプロモーション展開等を用いて、アーティストラインアップの強化や様々なビジネスへの展開が実現できるものと考え、さらには、当社との連携によってアーティストや楽曲のグローバル展開を一層加速できる可能性が有るとの認識に至ったとのことです。以上のような当社と対象者の連携強化によって、対象者は、将来に向けた転進を図り、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進し、当社グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めていくことが可能となると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券より取得した対象者株式価値算定書、並びに岩田合同法律事務所からの助言を踏まえたうえで、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、S M B C日興証券より取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したとのことです。さらに、上記対象者取締役会においては、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨も決議したとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公平性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、対象者と対応方針を協議する予定ですが、具体的な対応方針は現時点では未定であり、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。なお、本公開買付けによって当社が対象者の総株主の議決権の過半数を取得するに至らない場合、当社は、対象者の連結子会社化の目的を達成するために必要な限度で、対象者の取締役総数の過半数に相当する数の当社グループの役職員を取締役選任議案における候補者に含めるよう対象者に要請する可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限(3,692,500株)を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で8,178,038株(所有割合:60.00%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年2月4日(火曜日)から平成26年3月18日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成26年2月4日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金780円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成26年1月31日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：559円～652円 DCF法：756円～882円</p> <p>市場株価平均法では、平成26年1月30日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値559円、直近5営業日の終値単純平均値562円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値587円、直近3ヶ月間の終値単純平均値611円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値652円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、559円から652円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、756円から882円までと分析しております。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり780円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年1月31日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値557円に対して40.04%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。)、平成26年1月31日までの直近5営業日の終値単純平均値560円に対して39.29%、平成26年1月31日までの直近1ヶ月の終値単純平均値585円に対して33.33%、平成26年1月31日までの直近3ヶ月の終値単純平均値609円に対して28.08%及び平成26年1月31日までの直近6ヶ月の終値単純平均値651円に対して19.82%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年2月3日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値531円に対して46.89%のプレミアムを加えた金額となります。</p>

	<p>当社は、平成22年1月に、RHJインターナショナルSA、リップルウッド・ニッポン・コロムビア・パートナーズ2 L.P.の保有する対象者の普通株式4,964,000株及びA種優先株式76,924,000株のすべてを取得しておりますが、その際の取得価格は、普通株式1株当たり31.37円、A種優先株式1株当たり38.46円です。なお、対象者は、平成25年10月1日を効力発生日として本株式併合を実施しておりますが、上記各価格には本株式併合による影響は反映されておられません。本株式併合によって普通株式20株が1株に併合された影響を仮に単純に反映すれば、普通株式の取得価格は1株当たり627.4円相当となり、これと本公開買付価格とは152.6円の差異がありますが、これは、主として当該取引が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向及び相対取引であった当該取引と対象者の全株主を対象とする本公開買付けとの取引手法の差異によるものです。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社及び対象者においては、現在、経営陣相互の意見交換を定期的に行い、事業担当者レベルにおいても事業上の協力関係を構築し、適宜、相互に補完して事業を行うことが可能な状況となっておりますが、今後、両社の事業の根幹を成す資産や経営資源、システム、ノウハウ等の相互提供・活用をさらに推進することにより様々な分野でより大きな事業シナジーを追求し、両社の事業提携をより深化させ、ひいては両社の企業価値のより一層の向上を加速的に図るための施策を検討してまいりました。このような状況の中、当社及び対象者は、平成25年10月頃より、両社間で協議を進めてきた結果、同一グループとなり、より強固な資本関係のもとで迅速に協力して双方の事業を進めることが、両社の企業価値のさらなる向上につながるとの共通認識に至りました。</p> <p>なお、当社及び対象者は、より一層の企業価値向上に資するための具体的施策として、アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立、新たな制作手法の活用、新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完、マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大、新たな商材、販売組織の連携、アジア各国等へのグローバル展開のような施策が考えられると判断しております。</p> <p>このように、両社は、当社と対象者間の提携を強化し、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源及びノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図るために、対象者が当社の連結子会社となることが望ましいとの判断に至ったことから、当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：559円～652円 DCF法：756円～882円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成26年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり780円とすることを決定いたしました。</p>

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,692,500 (株)	- (株)	3,692,500 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,692,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,692,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,925
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(d)	44,855
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)	521
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	475
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)	261,751
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	27.09
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	60.38

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,692,500株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」のうち、各特別関係者が所有する対象者の新株予約権の目的となる対象者株式の数(47,500株)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年11月14日に提出した第163期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本株式併合、対象者が平成25年10月1日を効力発生日として実施した対象者の普通株式及びA種優先株式のそれぞれについて1単元の株式の数を100株とする単元株式数の変更並びに対象者が平成25年10月3日に実施した対象者のA種優先株式の一斉取得及び普通株式の交付の影響が反映されていないため、また、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年2月3日に公表した平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式総数(13,512,870株)に、新株予約権(2,700個:対象者が平成25年6月24日に提出した第162期有価証券報告書に記載された平成25年5月31日現在の新株予約権の数(2,730個)に、平成25年6月1日から平成25年12月31日までの変更(対象者によれば、平成25年6月1日から平成25年12月31日までに、新株予約権は30個減少しているとのことです。)を反映した新株予約権の数)の目的となる対象者株式の数(135,000株:本株式併合の影響を反映した株式数)を加え、上記平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年12月31日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(17,255株)を控除した株式数(13,630,615株)に係る議決権の数(136,306個)を分母として計算しております。

(注4) 各特別関係者の所有する対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る対象者株式の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は60.38%を下回るることとなります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの) 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

- 法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等
本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- 外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,880,150,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	60,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,948,150,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(3,692,500株)に1株当たりの買付価格(780円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	4,522,717
計(a)	4,522,717

【届出日以前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,522,717千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年3月26日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,692,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,692,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日近畿財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日近畿財務局長に提出

事業年度 第22期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月14日を目処に近畿財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社フェイス

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル）

株式会社フェイス 南青山オフィス

（東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	45,038(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	585		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	45,623		
所有株券等の合計数	45,623		
(所有潜在株券等の合計数)	(585)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成26年2月4日現在、対象者株式17,707株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数247個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	44,855(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	44,855		
所有株券等の合計数	44,855		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	183 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	585		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	768		
所有株券等の合計数	768		
(所有潜在株券等の合計数)	(585)		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成26年2月4日現在、対象者株式17,707株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数247個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年2月4日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	日本コロムビア株式会社
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
職業又は事業の内容	ミュージックソフト・ゲームソフト等の制作、宣伝、販売及び音楽アーティストのマネジメント
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	平澤 創
住所又は所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社フェイス 代表取締役社長 日本コロムビア株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	原 康晴
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	吉田 眞市
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 代表取締役副社長
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	阿部 敏則
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	佐伯 次郎
住所又は所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フェイス 取締役 日本コロムビア株式会社 取締役 株式会社フェイスフューチャーファンド 代表取締役社長 株式会社エンターメディア 監査役 株式会社オーケーライフ 監査役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	南部 靖之
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	長吉 晋
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 常勤監査役 株式会社フェイス・ワンダワークス 監査役
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	本多 清
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	日本コロムビア株式会社 監査役
連絡先	連絡者 日本コロムビア株式会社 財務・管理本部 管理統括部 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル 電話番号 03-6895-9822
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	菅谷 貴子
住所又は所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フェイス 監査役 日本コロムビア株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	佐伯 浩二
住所又は所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フェイス 取締役 グッディポイント株式会社 代表取締役社長 株式会社フューチャーレコーズ 監査役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	田附 章雄
住所又は所在地	東京都港区南青山6-10-12 (株式会社フューチャーレコーズ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フューチャーレコーズ 代表取締役社長 株式会社ドリームキャブ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	水上 真
住所又は所在地	東京都港区南青山6-10-12 (株式会社フューチャーレコーズ所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フューチャーレコーズ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	金子 昭浩
住所又は所在地	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル(グッディポイント株式会社所在地)
職業又は事業の内容	グッディポイント株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年2月4日現在)

氏名又は名称	吉田 幹夫
住所又は所在地	東京都港区南青山6-10-12 (株式会社フェイスフューチャーファンド所在地)
職業又は事業の内容	株式会社フェイスフューチャーファンド 監査役
連絡先	連絡者 株式会社フェイス グループ経営企画室 連絡場所 東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山 電話番号 03-5464-7638
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

日本コロムビア株式会社

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、平成26年2月4日現在、対象者株式17,707株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

平澤 創

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	21(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	21		
所有株券等の合計数	21		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式300株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 平澤創は、小規模所有者に該当いたしますので、平澤創の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

原 康晴

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	32(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	175		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	207		
所有株券等の合計数	207		
(所有潜在株券等の合計数)	(175)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式252株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

吉田 眞市

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式315株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 吉田眞市は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田眞市の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

阿部 敏則

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式200株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 阿部敏則は、小規模所有者に該当いたしますので、阿部敏則の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐伯 次郎

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	300		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	314		
所有株券等の合計数	314		
(所有潜在株券等の合計数)	(300)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式200株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

南部 靖之

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 南部靖之は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式92株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(注2) 南部靖之は、小規模所有者に該当いたしますので、南部靖之の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

長吉 晋

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	50		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	74		
所有株券等の合計数	74		
(所有潜在株券等の合計数)	(50)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式206株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 長吉晋は、小規模所有者に該当いたしますので、長吉晋の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

本多 清

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 本多清は、対象者役員持株会における持分に相当する対象者株式94株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

(注2) 本多清は、小規模所有者に該当いたしますので、本多清の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

菅谷 貴子

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式284株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 菅谷貴子は、小規模所有者に該当いたしますので、菅谷貴子の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐伯 浩二

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 佐伯浩二は、小規模所有者に該当いたしますので、佐伯浩二の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田附 章雄

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	31(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	50		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	81		
所有株券等の合計数	81		
(所有潜在株券等の合計数)	(50)		

(注) 田附章雄は、小規模所有者に該当いたしますので、田附章雄の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

水上 真

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	10		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	(10)		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式128株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数1個を含めております。

(注2) 水上真は、小規模所有者に該当いたしますので、水上真の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

金子 昭浩

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式436株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 金子昭浩は、小規模所有者に該当いたしますので、金子昭浩の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

吉田 幹夫

(平成26年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式644株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 吉田幹夫は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田幹夫の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月4日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
平澤 創	普通株式	100		100
佐伯 次郎	普通株式	66		66
菅谷 貴子	普通株式	100		100

(注) 上記は、対象者の役員持株会を通じた買付けにより取得したものです(小数点以下切捨て)。平成25年12月26日に118株(うち平澤創分44株、佐伯次郎分29株、菅谷貴子分44株)(いずれも小数点以下切捨て)、平成26年1月27日に148株(うち平澤創分55株、佐伯次郎分37株、菅谷貴子分55株)(いずれも小数点以下切捨て)を取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引の有無及び内容

最近3事業年度における当社と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	第19期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第20期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第21期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
通信販売事業に係るシステム運用等、当社から対象者への役務の提供等	5	144	123
音楽CDに係る原盤制作、宣伝活動等、対象者から当社への役務の提供等	7	11	3

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者が当社グループの一員としてより一層の戦略的パートナーシップを構築していくことは、著しく変化する音楽市場において、当社の有するアーティスト育成における新たな手法やインターネット、SNS等ウェブを活用したプロモーション展開等を用いて、アーティストラインアップの強化や様々なビジネスへの展開が実現できるものと考え、さらには、当社との連携によってアーティストや楽曲のグローバル展開を一層加速できる可能性が有るとの認識に至ったとのことです。以上のような当社と対象者の連携強化によって、対象者は、将来に向けた転進を図り、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進し、当社グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めていくことが可能となると考え、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券より取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言を踏まえ、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、SMB C日興証券より取得した対象者株式価値算定書に照らせば、本公開買付け価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したとのことです。さらに、上記対象者取締役会においては、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨も決議したとのことです。

また、上記対象者取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった菅谷貴子氏を除く対象者監査役全員が、本公開買付けに関して賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねること、及び、本買収防衛策について、本公開買付けが本買収防衛策に規定する大量買付行為には該当しないことを承認する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する上記の意見等については、平成26年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全6名（うち2名は社外取締役）のうち、以下の理由により本公開買付けに関する審議及び決議に参加していない3名を除く取締役3名の全員一致により決議したとのことです。即ち、対象者取締役のうち、平澤創氏は当社の代表取締役社長を、佐伯次郎氏は当社の取締役を、吉田眞市氏は当社のフェイス・グループ参与を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち菅谷貴子氏は、当社の監査役を兼務しているため、同様の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月
最高株価	41	37 659	665	659	639	612	562
最低株価	36	31 604	519	620	547	555	531

(注1) 印は、本株式会社併合(平成25年10月1日:普通株式20株につき1株の割合)の権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

(注2) 平成26年2月については、2月3日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第161期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月25日関東財務局長に提出

事業年度 第162期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月24日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第163期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月14日関東財務局長に提出。

なお、対象者は、公開買付期間中の平成26年2月14日に、第163期第3四半期報告書（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）を提出する予定であるとのこと。

【臨時報告書】

の有価証券報告書、の四半期報告書の提出後、本書提出日（平成26年2月4日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を平成25年11月27日関東財務局長に提出
当該臨時報告書においては、代表取締役の異動（追加選任）として、以下の記載があります。

氏名 (生年月日)	新役職名	現役職名	異動年月日
吉田 眞市 (昭和43年3月10日)	代表取締役副社長	社外取締役	平成26年1月1日

【訂正報告書】

訂正報告書（上記の第161期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年7月23日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

日本コロムビア株式会社

（東京都港区虎ノ門四丁目1番40号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【その他】

(1) 決算短信の公表

対象者は、平成26年2月3日に「平成26年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成26年3月期第3四半期
売上高	10,303百万円
売上原価	5,762百万円
販売費及び一般管理費	4,401百万円
営業外収益	16百万円
営業外費用	12百万円
四半期純利益	124百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成26年3月期第3四半期
1株当たり四半期純利益	9.24円
1株当たり配当額	

(2) 会社分割の実施の決定

対象者は、平成26年1月28日に「完全子会社との会社分割（簡易分割・略式分割）契約締結に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、当該会社分割の要旨は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

吸収分割の方式

対象者を吸収分割会社とし、コロムビア・マーケティングを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）

分割する事業部門の概要

イ 分割する部門の事業内容：

対象者の配信事業及び特販／通販事業における販売に関する事業（以下「吸収分割対象事業」といいます。）

ロ 分割する部門の経営成績

売上高 486百万円（平成25年3月期）

ハ 分割する資産、負債の項目及び金額（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価額
流動資産	342	負債	17
固定資産		資本	324
合計	342	合計	342

吸収分割に係る割当ての内容

コロムビア・マーケティングは、対象者の完全子会社であることから、本件吸収分割に際して、対象者に対し株式その他の財産の割当ては行いません。

吸収分割により増減する資本金

本件吸収分割による対象者の資本金の増減はありません。

吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

対象者は新株予約権を発行しておりますが、本件吸収分割に伴いその取扱いに変更はありません。また、対象者は、新株予約権付社債を発行していません。

吸収分割承継会社が承継する権利義務

コロムビア・マーケティングは、本件吸収分割の効力発生日において、対象者が吸収分割対象事業に関して有する権利義務（ただし、吸収分割対象事業に従事する対象者の従業員（以下「吸収分割対象事業従業員」といいます。）との間で締結されている雇用契約（以下「吸収分割対象事業雇用契約」といいます。）に基づく権利義務を除きます。）を承継いたします。

雇用契約

対象者は、本件吸収分割により、吸収分割対象事業雇用契約に基づく権利義務をコロムビア・マーケティングに承継させず、本件吸収分割の効力発生日以後、吸収分割対象事業従業員（28名：予定）全員をコロムビア・マーケティングに出向させる予定です。

債務履行の見込み

吸収分割承継会社であるコロムビア・マーケティングが負担すべき債務につきましては、本件吸収分割の効力発生日以後も、履行の見込みに問題はないと判断しております。

吸収分割の日程

吸収分割承認取締役会（両社）	平成26年 1月28日
吸収分割契約締結（両社）	平成26年 1月28日
吸収分割の効力発生日	平成26年 4月 1日（予定）

（注） 本件吸収分割は、対象者においては会社法第784条第3項に基づく簡易吸収分割、コロムビア・マーケティングにおいては会社法第796条第1項に基づく略式吸収分割に該当するため、両社の株主総会の決議を経ずに行います。